

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

(3) 配置予定技術者の評価 [15点]

3-1 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点) [3点]

評価項目	
過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価	
評価基準	配点
a. 85点以上	3.0点
b. 84点以上	2.5点
c. 83点以上	2.0点
d. 82点以上	1.5点
e. 81点以上	1.0点
f. 80点以上	0.5点
g. 上記以外	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例)H29.5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29.6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。
- ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ④「評価対象業務」は、公告文で明示する。
- ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑦配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。
- ⑧管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式6の「配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点」欄に必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。
また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

(3) 配置予定技術者の評価 [15点]

3-1 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点) [3点]

評価項目	
過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価	
評価基準	配点
a. 85点以上	3.0点
b. 84点以上	2.5点
c. 83点以上	2.0点
d. 82点以上	1.5点
e. 81点以上	1.0点
f. 80点以上	0.5点
g. 上記以外	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例)H29.5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29.6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。
- ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ④「評価対象業務」は、公告文で明示する。
- ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑦配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式6の「配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点」欄に必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及びその業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)を添付すること。
また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。
- ⑤やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

添付すること

- ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑦複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9-1又は9-2により評価対象者となった者を評価する。
- ⑧その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-2 配置予定技術者の技術力 [3点]

評価項目

過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績に限る)の件数を評価

評価基準

配点

a. 3件以上	3. 0点
b. 2件	2. 0点
c. 1件	1. 0点
d. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②「優れた実績」とは、土木コンサル業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。
- ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ④「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする(業務内容及び発注部局を問わない)。
※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。
- ⑤共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑥配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。
- ⑦**管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。**

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式6の「配置予定管理技術者の優れた業務実績」欄に必要事項を記載する。
- ②添付書類は不要とする。
- ③やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

- ⑦その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-2 配置予定技術者の技術力 [3点]

評価項目

過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者として従事した実績に限る)の件数を評価

評価基準

配点

a. 3件以上	3. 0点
b. 2件	2. 0点
c. 1件	1. 0点
d. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②「優れた実績」とは、土木コンサル業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。
- ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ④「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする(業務内容及び発注部局を問わない)。
※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。
- ⑤共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑥配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式6の「配置予定管理技術者の優れた業務実績」欄に必要事項を記載する。
- ②添付書類は不要とする。
- ③やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ④複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。

- ④複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-3 配置予定管理技術者の技術力 [1点]

評価項目	
配置予定管理技術者の保有する資格を評価する。 ・総合技術監理部門(農業部門/農業土木または農村地域計画または農村環境)を保有している。 ・技術士(農業部門/農業土木または農村地域計画または農村環境)を保有している。 ※選択科目はいずれも当該業務に関連するものとし、公告文で明示する。	
評価基準	配点
a. 評価対象資格有り	1. 0点
b. 無し	0点
◆評価に関する運用事項	
①入札参加要件が技術士以上となる場合は、原則として評価しない。	
②評価対象保有資格の範囲は原則として技術士とするが、 ・コンクリート構造物を主体とする場合 コンクリート診断士または農業水利施設機能総合診断士または1級構造物診断士 ・鋼構造物を主体とする場合 農業水利施設機能総合診断士または 土木鋼構造物診断士または1級構造物診断士 についても評価できるものとする。	
③評価対象資格は、公告文で明示する。	
④管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。	
◆技術資料作成時の留意事項	
①総合様式7の「配置予定管理技術者の保有資格」欄に必要事項を記載する。	
②保有する資格証等の写し(資格の部門、選択科目等が分かるもの)を添付すること (入札参加資格確認申請書類として提出するものを除く)。	
③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。	
④その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。	

3-4 配置予定管理技術者の技術力(継続教育) [1点]

評価項目	
過去1年間の配置予定管理技術者の継続教育(CPD)への取り組みを評価	
評価基準	配点
a. 継続教育(CPD)の証明あり	1. 0点

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

3-3 配置予定管理技術者の技術力 [1点]

評価項目	
配置予定管理技術者の保有する資格を評価する。 ・総合技術監理部門(農業部門/農業土木または農村地域計画または農村環境)を保有している。 ・技術士(農業部門/農業土木または農村地域計画または農村環境)を保有している。 ※選択科目はいずれも当該業務に関連するものとし、公告文で明示する。	
評価基準	配点
a. 評価対象資格有り	1. 0点
b. 無し	0点
◆評価に関する運用事項	
①入札参加要件が技術士以上となる場合は、原則として評価しない。	
②評価対象保有資格の範囲は原則として技術士とするが、 ・コンクリート構造物を主体とする場合 コンクリート診断士または農業水利施設機能総合診断士または1級構造物診断士 ・鋼構造物を主体とする場合 農業水利施設機能総合診断士または 土木鋼構造物診断士または1級構造物診断士 についても評価できるものとする。	
③評価対象資格は、公告文で明示する。	
◆技術資料作成時の留意事項	
①総合様式7の「配置予定管理技術者の保有資格」欄に必要事項を記載する。	
②保有する資格証等の写し(資格の部門、選択科目等が分かるもの)を添付すること (入札参加資格確認申請書類として提出するものを除く)。	
③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。	
④その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。	

3-4 配置予定管理技術者の技術力(継続教育) [1点]

評価項目	
過去1年間の配置予定管理技術者の継続教育(CPD)への取り組みを評価	
評価基準	配点
a. 継続教育(CPD)の証明あり (各団体推奨単位以上の取得実績)	1. 0点
b. 継続教育(CPD)の証明あり (各団体推奨単位の1/2以上の取得実績)	0. 5点
c. 継続教育(CPD)の証明無し又は各団体推奨単位の1/2未満	0点
◆評価に関する運用事項	
①建設系CPD協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。 (建設系CPD協議会) http://www.cpd-ccesa.org/	

新																	
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】																	
(各団体推奨単位以上の取得実績)																	
b. 継続教育(CPD)の証明あり (各団体推奨単位の1/2以上の取得実績)	0.5点																
c. 継続教育(CPD)の証明無し又は各団体推奨単位の1/2未満	0点																
<p>◆評価に関する運用事項</p> <p>①建設系CPD協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。 (建設系CPD協議会) http://www.cpd-ccesa.org/</p> <p>②継続教育(CPD)の実績は、前年度または証明書発行日以前の1年間を有効とする(内訳書により確認)。なお、配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。</p> <p>③複数年での取得証明の場合で過去1年間の内訳が証明できない場合には、直近5ヶ年を限度として、各団体の推奨単位(必要な単位)で比較するものとする。 例) ・推奨単位: 20(1年間) 証明書: 36(2年間) $36 \div 2 = 18 > 10$(推奨単位の1/2) → b ・推奨単位: 150(3年間) 証明書: 52(1年間) $52 \times 3 = 156 > 150$(推奨単位) → a</p> <p>④管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。</p> <p>◆技術資料作成時の留意事項</p> <p>①総合様式7の「配置予定管理技術者のCPDの取得状況」欄に必要事項を記載する。 ②各団体が発行するCPD単位登録証明書の写しを添付すること。 ③CPD単位登録証明書は、技術資料提出期限日から1年以内に発行されたものを有効とする。 ④やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑤複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。</p>																	
<p>3-5 業務執行体制（配置予定管理技術者の手持ち業務数） [2点]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価</th> </tr> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 0～2件</td> <td style="text-align: center;">2.0点</td> </tr> <tr> <td>b. 3件</td> <td style="text-align: center;">1.5点</td> </tr> <tr> <td>c. 4件</td> <td style="text-align: center;">1.0点</td> </tr> <tr> <td>d. 5件</td> <td style="text-align: center;">0.5点</td> </tr> <tr> <td>e. 6件以上</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆評価に関する運用事項</p> <p>H30.4</p>		評価項目		配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価		評価基準	配点	a. 0～2件	2.0点	b. 3件	1.5点	c. 4件	1.0点	d. 5件	0.5点	e. 6件以上	0点
評価項目																	
配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価																	
評価基準	配点																
a. 0～2件	2.0点																
b. 3件	1.5点																
c. 4件	1.0点																
d. 5件	0.5点																
e. 6件以上	0点																

旧																	
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】																	
<p>②継続教育(CPD)の実績は、前年度または証明書発行日以前の1年間を有効とする(内訳書により確認)。なお、配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。</p> <p>③複数年での取得証明の場合で過去1年間の内訳が証明できない場合には、直近5ヶ年を限度として、各団体の推奨単位(必要な単位)で比較するものとする。 例) ・推奨単位: 20(1年間) 証明書: 36(2年間) $36 \div 2 = 18 > 10$(推奨単位の1/2) → b ・推奨単位: 150(3年間) 証明書: 52(1年間) $52 \times 3 = 156 > 150$(推奨単位) → a</p> <p>◆技術資料作成時の留意事項</p> <p>①総合様式7の「配置予定管理技術者のCPDの取得状況」欄に必要事項を記載する。 ②各団体が発行するCPD単位登録証明書の写しを添付すること。 ③CPD単位登録証明書は、技術資料提出期限日から1年以内に発行されたものを有効とする。 ④やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑤複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。</p>																	
<p>3-5 業務執行体制（配置予定管理技術者の手持ち業務数） [2点]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価</th> </tr> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 0～2件</td> <td style="text-align: center;">2.0点</td> </tr> <tr> <td>b. 3件</td> <td style="text-align: center;">1.5点</td> </tr> <tr> <td>c. 4件</td> <td style="text-align: center;">1.0点</td> </tr> <tr> <td>d. 5件</td> <td style="text-align: center;">0.5点</td> </tr> <tr> <td>e. 6件以上</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆評価に関する運用事項</p> <p>①手持ち業務とは当初契約額3百万円以上のものとし、国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務とする。 ②共同企業体としての業務(出資比率は問わない)も含むものとし、業務種別は問わない。 ③従事中の業務における立場(管理技術者、担当技術者、照査技術者等の別)によらず</p>		評価項目		配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価		評価基準	配点	a. 0～2件	2.0点	b. 3件	1.5点	c. 4件	1.0点	d. 5件	0.5点	e. 6件以上	0点
評価項目																	
配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価																	
評価基準	配点																
a. 0～2件	2.0点																
b. 3件	1.5点																
c. 4件	1.0点																
d. 5件	0.5点																
e. 6件以上	0点																

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

①手持ち業務とは当初契約額300万円以上のものとし、国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務とする。

②共同企業体としての業務(出資比率は問わない)も含むものとし、業務種別は問わない。ただし、公告文において「秋田県が総合評価落札方式で発注する委託業務の手持ち業務として算定しない旨を明示している業務については対象外とする。

③従事中の業務における立場(管理技術者、担当技術者(管理補助技術者を含む)、照査技術者等の別)によらず評価の対象とする。

④管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式8「配置予定管理技術者の手持ち業務数」欄に、管理技術者、担当技術者、照査技術者等としての実施中の業務を記載する。

②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。

③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及び当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)を添付すること。

④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。

⑤共同企業体の構成員として従事した業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を添付すること。

⑥複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合、総合様式9により評価対象者となった者を評価する。

⑦その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-6 業務執行体制(若手又は女性の配置) [1点]

評価項目		
技術資料提出期限日時時点で若手(40歳未満)又は女性を当該業務の配置予定技術者とする場合に評価		
評価基準	配点	
a. 若手又は女性を管理技術者又は照査技術者として配置	1. 0点	
b. 若手又は女性を担当技術者として配置	0. 5点	
c. 上記以外	0点	
◆評価に関する運用事項		
①「若手」とは、満40歳の誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする(「年齢計算ニ関スル法律」に基づく)。		
評価例)		
技術資料提出期限日	40歳の誕生日	評価
H29. 5. 1	H29. 5. 3	若手である
H29. 5. 1	H29. 5. 2	若手でない
②配置予定技術者に求める資格・経歴等は公告文を確認すること。		

H30. 4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式8「配置予定管理技術者の手持ち業務数」欄に、管理技術者、担当技術者、照査技術者等としての実施中の業務を記載する。

②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。

③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及び当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)を添付すること。

④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。

⑤複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合、総合様式9により評価対象者となった者を評価する。

⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-6 業務執行体制(若手又は女性の配置) [1点]

評価項目		
技術資料提出期限日時時点で若手(40歳未満)又は女性を当該業務の配置予定技術者とする場合に評価		
評価基準	配点	
a. 若手又は女性を管理技術者又は照査技術者として配置	1. 0点	
b. 若手又は女性を担当技術者として配置	0. 5点	
c. 上記以外	0点	
◆評価に関する運用事項		
①「若手」とは、満40歳の誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする(「年齢計算ニ関スル法律」に基づく)。		
評価例)		
技術資料提出期限日	40歳の誕生日	評価
H29. 5. 1	H29. 5. 3	若手である
H29. 5. 1	H29. 5. 2	若手でない
②配置予定技術者に求める資格・経歴等は公告文を確認すること。		
③配置予定技術者に資格・経歴等を求めない場合も評価するが、評価対象の技術者は「TECRISの「建設実績技術者ID」を取得している者でなければならない。		
◆技術資料作成時の留意事項		
①総合様式8「若手又は女性の配置の有無」欄に必要事項を記載する。		
②複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。		
③その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。		

新

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

- ③配置予定技術者に資格・経歴等を求めない場合も評価するが、評価対象の技術者はTECRISの「建設実績技術者ID」を取得している者でなければならない。
- ④若手又は女性（以下、若手等という）を管理技術者に配置する場合は、管理技術者に加えて管理補助技術者を配置することができる。
- ⑤秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者は、当該業務の担当技術者として従事しながら、若手等技術者の指導及び補助を行い、管理技術者の業務にも主体的に係わるものとする（業務計画書、打合せ簿等の書類にも管理補助技術者として関与・押印する）。
- ⑥若手等管理技術者と管理補助技術者を配置した場合は、総合評価の以下の項目について、管理技術者にかわり管理補助技術者を評価対象者（配置予定技術者）として評価する。
- Ⅱ-1 配置予定管理技術者の専門技術力（評価対象業務の最高点）
 - Ⅱ-2 配置予定管理技術者の技術力（優れた実績数）
 - Ⅱ-3 配置予定管理技術者の技術力（保有資格）
 - Ⅱ-4 配置予定管理技術者の技術力（継続教育）
 - Ⅱ-5 業務執行体制（配置予定管理技術者の手持ち業務数）
 - Ⅱ-7 配置予定管理技術者の地域精通度（同一管内実績）
- ⑦管理補助技術者は管理技術者等と同様に取扱い、原則途中交代は認めない。
- ⑧管理補助技術者を配置した場合は、担当技術者届及び業務計画書に「担当技術者」と「管理補助技術者」を併記し配置を明確にすること。
- ⑨管理補助技術者を配置した場合は、TECRIS登録の際に、管理補助技術者を「担当技術者」として登録するほか、業務概要欄に「秋田県総合評価落札方式管理補助技術者〇〇〇〇（氏名）」と入力し登録すること。
- ⑩管理補助技術者の複数配置は認めない。
- ⑪共同企業体が若手等管理技術者と管理補助技術者を配置するときは、同一の構成員から配置することとする。

◆技術資料作成時の留意事項

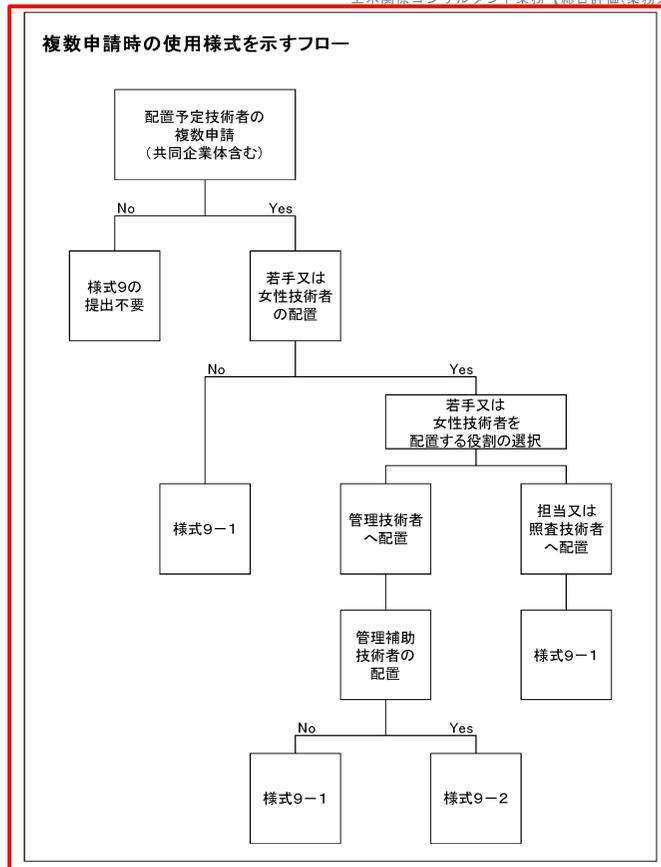
- ①総合様式6の「管理補助技術者の配置の有無」欄及び総合様式8「若手又は女性の配置の有無」欄に必要事項を記載する。
- ②複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ③その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

新

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

複数申請時の使用様式を示すフロー



3-7 配置予定管理技術者の地域精通度（同一管内実績） [1点]

評価項目

過去3年間における配置予定管理技術者の業務実績（評価対象管内と同一管内での業務に管理技術者又は管理補助技術者として従事した実績）の有無を評価

評価基準	配点
a. ○○管内における業務実績有り	1. 0点
b. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。
- ②配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情に

H30.4

新	旧										
<p style="text-align: center;">土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】</p> <p>より休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。</p> <p>③秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する(業務内容は問わない)。</p> <p>④国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。</p> <p>⑤評価対象の管内は公告文で明示する(発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する)。</p> <p>⑥評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内:鹿角市、小坂町 北秋田管内:大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内:能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内:秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村 由利 管内:由利本荘市、にかほ市 仙北 管内:大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内:横手市 雄勝 管内:湯沢市、羽後町、東成瀬村</p> <p>⑦共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。</p> <p>⑧配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。</p> <p>⑨管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者とする。</p> <p>◆技術資料作成時の留意事項</p> <p>①総合様式8の「配置予定管理技術者の同一管内における業務実績」欄に必要事項を記載する。</p> <p>②TECRISに登録された業務実績を記載する場合は、添付書類不要とする。ただし、総合様式8に記載した業務の業務位置が複数の管内にまたがる場合、評価対象管内が含まれることを確認できる書類を添付すること。</p> <p>③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書鏡など)、当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)及び「業務完了年月日」が分かる資料(検査結果通知書など)を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。</p> <p>④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。</p> <p>⑤共同企業体の構成員として従事した業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料(業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど)を添付すること。</p> <p>⑥やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。この場合、延長した期間内に完了している業務を評価する。</p> <p>⑦複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9-1又は9-2により評価対象者となった者を評価する。</p> <p>⑧その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及び</p> <p style="text-align: center;">H30.4</p>	<p style="text-align: center;">土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】</p> <p>3-7 配置予定管理技術者の地域精進度(同一管内実績) [1点]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">過去3年間における配置予定管理技術者の業務実績(評価対象管内と同一管内での業務に管理技術者として従事した実績)の有無を評価</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">評価基準</th> <th style="text-align: center;">配点</th> </tr> <tr> <td>a. 〇〇管内における業務実績有り</td> <td style="text-align: center;">1. 0点</td> </tr> <tr> <td>b. 無し</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆評価に関する運用事項</p> <p>①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。</p> <p>②配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。</p> <p>③秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する(業務内容は問わない)。</p> <p>④国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。</p> <p>⑤評価対象の管内は公告文で明示する(発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する)。</p> <p>⑥評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内:鹿角市、小坂町 北秋田管内:大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内:能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内:秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村 由利 管内:由利本荘市、にかほ市 仙北 管内:大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内:横手市 雄勝 管内:湯沢市、羽後町、東成瀬村</p> <p>⑦共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。</p> <p>⑧配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。</p> <p>◆技術資料作成時の留意事項</p> <p>①総合様式8「配置予定管理技術者の同一管内における業務実績」欄に必要事項を記載する。</p> <p>②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。</p> <p>③TECRISに登録されていない業務実績を記載した場合は、契約書の写しなど「発注機関」や「業務内容」が分かる書類のほか、当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)、及び検査結果通知書など「業務完了年月日」が分かる書類を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。</p> <p>④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。</p> <p>⑤やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証</p>	評価項目		過去3年間における配置予定管理技術者の業務実績(評価対象管内と同一管内での業務に管理技術者として従事した実績)の有無を評価		評価基準	配点	a. 〇〇管内における業務実績有り	1. 0点	b. 無し	0点
評価項目											
過去3年間における配置予定管理技術者の業務実績(評価対象管内と同一管内での業務に管理技術者として従事した実績)の有無を評価											
評価基準	配点										
a. 〇〇管内における業務実績有り	1. 0点										
b. 無し	0点										

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

P9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-8 配置予定管理技術者の地域精通度（居住地） [2点]

評価項目	
管理、照査および担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	
評価基準	配点
a. 全員が県内居住	2. 0点
b. 2名が県内居住	1. 0点
c. 1名が県内居住	0. 5点
d. 県内居住無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①入札参加要件が県内企業のみを対象とした業務の場合は評価しない。
- ②「秋田県内に居住する」とは、技術資料提出期限日以前に3ヶ月以上秋田県内に居住していることをいう。
- ③評価対象となる配置予定管理技術者と配置予定担当技術者が同一の者である場合（総合様式9の比較による結果を含む）は、管理技術者としてのみ評価する。
※ 管理技術者と担当技術者を兼ねる者を配置予定とする場合、別の担当技術も配置予定としなければ「全員」とはなり得ない。

評価例)

配置予定	管理	担当 (管理補助含む)	照査	評価
例1	A氏 (県外)	B氏 (県内)	C氏 (県内)	2名が県内在住
例2		B氏 (県内)	C氏 (県内)	2名が県内在住
例3	B氏 (県内)	C氏 (県内)	D氏 (県内)	全員が県内在住

- ④評価対象の技術者はTECRISの「建設実績技術者ID」を取得している者でなければならない。

⑤管理補助技術者を配置する場合は、本項目においては担当技術者として評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式8の「居住地の状況」欄に、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の居住地等を記載する。
- ②秋田県内の居住を証明する住民票（技術資料提出期限日から3ヶ月以内に発行されたもの）の写しを添付すること（入札参加資格申請書類で提出する場合は重複提出不要）。
- ③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ④その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

F30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
⑥複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
⑦その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-8 配置予定管理技術者の地域精通度（居住地） [2点]

評価項目	
管理、照査および担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	
評価基準	配点
a. 全員が県内居住	2. 0点
b. 2名が県内居住	1. 0点
c. 1名が県内居住	0. 5点
d. 県内居住無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①入札参加要件が県内企業のみを対象とした業務の場合は評価しない。
- ②「秋田県内に居住する」とは、技術資料提出期限日以前に3ヶ月以上秋田県内に居住していることをいう。
- ③評価対象となる配置予定管理技術者と配置予定担当技術者が同一の者である場合（総合様式9の比較による結果を含む）は、管理技術者としてのみ評価する。
※ 管理技術者と担当技術者を兼ねる者を配置予定とする場合、別の担当技術も配置予定としなければ「全員」とはなり得ない。

評価例)

配置予定	管理	担当	照査	評価
例1	A氏 (県外)	B氏 (県内)	C氏 (県内)	2名が県内在住
例2		B氏 (県内)	C氏 (県内)	2名が県内在住
例3	B氏 (県内)	C氏 (県内)	D氏 (県内)	全員が県内在住

- ④評価対象の技術者はTECRISの「建設実績技術者ID」を取得している者でなければならない。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式8の「居住地の状況」欄に、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の居住地等を記載する。
- ②秋田県内の居住を証明する住民票（技術資料提出期限日から3ヶ月以内に発行されたもの）の写しを添付すること（入札参加資格申請書類で提出する場合は重複提出不要）。
- ③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ④その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及び

新	旧
<p style="text-align: center;">土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】</p> <p>⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。</p> <p>⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。</p> <p>⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。</p> <p>(2) 業務別に定める要件 発注概要書に記載のとおりとする。</p> <p>4 入札参加資格確認申請等</p> <p>(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布 電子入札システムの入札情報サービスによる。</p> <p>(2) 入札参加資格申請書の提出 入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。</p> <p>(3) 入札参加資格の確認 入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。</p> <p>(4) 入札参加の辞退 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。</p> <p>(5) 設計図書等の閲覧</p> <p>① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。</p> <p>② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。</p> <p>③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。</p> <p>(6) 設計図書等に対する質問及び回答 設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。</p> <p>5 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。）なお、納付方法等については、規則の規定による。</p> <p style="text-align: center;">H30.4</p>	<p style="text-align: center;">土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】</p> <p>⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。</p> <p>⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。</p> <p>⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。</p> <p>(2) 業務別に定める要件 発注概要書に記載のとおりとする。</p> <p>4 入札参加資格確認申請等</p> <p>(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布 電子入札システムの入札情報サービスによる。</p> <p>(2) 入札参加資格申請書の提出 入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。</p> <p>(3) 入札参加資格の確認 入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。</p> <p>(4) 入札参加の辞退 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。</p> <p>(5) 設計図書等の閲覧</p> <p>① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。</p> <p>② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。</p> <p>③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。</p> <p>(6) 設計図書等に対する質問及び回答 設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。</p> <p>5 入札保証金及び契約保証金 免除する。</p> <p>6 入札書等の提出等</p> <p>(1) 提出方法 発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。</p>

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

公告文例1-3・・・土木関係建設コンサルタント業務【総合評価】(単体の場合)

業務別発注概要書（記載例）

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇-〇〇〇〇			
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託			
委託箇所	〇〇〇〇			
予定工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで			
予定価格	〇〇〇〇 円（消費税及び地方消費税を含む。）			
業務概要	〇〇〇〇			
低入札価格調査制度適用の有無	有			
最低制限価格制度適用の有無	無			
総合評価落札方式適用の有無	有			
入札参加形態	単体			
入 札 参 加 者 の 資 格	入札要綱・有資格者名簿	登録業種	土木関係建設コンサルタント業務	
	登録規程等	登録部門	農業土木部門	
	登録規程等	登録部門	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）	
	登録部門	登録部門	農業土木部門	
	営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する		
	県外企業の入札参加	入札参加（できる・できない） 次の要件をすべて満たす営業所であること		
		要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること	
		要・不要	秋田県の法人事業税の納税義務のある営業所であること	
		要・不要	当該業務部門に係る技術者（技術士、RCCM又は認定技術者）が常勤する営業所であること	
	同種類似業務の実績	実績の有効期間	公告の日から過去10年以内	
	業務の内容	農業農村整備事業に係る調査計画又は実施設計業務（工種・規模は問わないが、元請けとして完了したものに限る）		
	共同企業体出資比率	20%以上		
配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	〇〇〇〇	
	技術者	実績要件	〇〇〇〇	
		資格要件	〇〇〇〇	
	技術者	実績要件	〇〇〇〇	

※資格要件、実績要件については、当ガイドラインP29 8業務方針提案型 参加要件標準による

- その他の事項
- （1）管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
 - （2）秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者（共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者）に求める資格及び実績要件を満たす者とする。
 - （3）管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。
（秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）の「配置予定の立場」の欄は、“担当（兼管理補助）”などと記載し、立場を明確にすること。）

H30_4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

公告文例1-3・・・土木関係建設コンサルタント業務【総合評価】(単体の場合)

業務別発注概要書（記載例）

A 入札参加資格等

委託番号	〇〇-〇〇〇〇			
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇 事業 〇〇〇〇 業務委託			
委託箇所	〇〇〇〇			
予定工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで			
予定価格	〇〇〇〇 円（消費税及び地方消費税を含む。）			
業務概要	〇〇〇〇			
低入札価格調査制度適用の有無	有			
最低制限価格制度適用の有無	無			
総合評価落札方式適用の有無	有			
入札参加形態	単体			
入 札 参 加 者 の 資 格	入札要綱・有資格者名簿	登録業種	土木関係建設コンサルタント業務	
	登録規程等	登録部門	農業土木部門	
	登録規程等	登録部門	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）	
	登録部門	登録部門	農業土木部門	
	営業所の所在地	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する		
	県外企業の入札参加	入札参加（できる・できない） 次の要件をすべて満たす営業所であること		
		要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること	
		要・不要	秋田県の法人事業税の納税義務のある営業所であること	
		要・不要	当該業務部門に係る技術者（技術士、RCCM又は認定技術者）が常勤する営業所であること	
	同種類似業務の実績	実績の有効期間	公告の日から過去10年以内	
	業務の内容	農業農村整備事業に係る調査計画又は実施設計業務（工種・規模は問わないが、元請けとして完了したものに限る）		
	共同企業体出資比率	20%以上		
配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	〇〇〇〇	
	技術者	実績要件	〇〇〇〇	
		資格要件	〇〇〇〇	
	技術者	実績要件	〇〇〇〇	

※資格要件、実績要件については、当ガイドラインP29 8業務方針提案型 参加要件標準による

- その他の事項
- （1）管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
 - （2）県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書（記載例）

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類 エ 在籍証明書(様式第3号の4) オ 総合評価に係る技術資料(詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」による。)	
提出方法・提出先	提出方法	秋田県電子入札システム	アの提出不要
	提出先	郵送または持参を認められた者	秋田県〇〇振興局総務企画部 〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
設計図書等に対する質問期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
設計図書等に対する回答期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時まで		
紙入札者の入札書の提出先	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班		
開札予定時刻	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時		
落札決定通知日(予定)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)		
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班
		所在	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局農林部農村整備課〇〇班
		所在	
電話			
その他の事項			

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

業務別発注概要書（記載例）

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類 エ 在籍証明書(様式第3号の4) オ 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し カ 県外企業においては、秋田県の法人事業税の直近の納税証明書の写し(ただし、営業所開設初年により決算期未到来の場合は、事業所開設届けの写しを提出) キ 県外企業においては、建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規程に基づく直近の現況報告書(様式第18号イ)の写し ク 総合評価に係る技術資料(詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」による。)	
提出方法・提出先	提出方法	秋田県電子入札システム	アの提出不要
	提出先	郵送または持参を認められた者	秋田県〇〇振興局総務企画部 〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
設計図書等に対する質問期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
設計図書等に対する回答期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午後〇〇時まで		
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時から 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時まで		
紙入札者の入札書の提出先	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班		
開札予定時刻	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)午前〇〇時		
落札決定通知日(予定)	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)		
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〔総務〕経理課〇〇班
		所在	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局農林部農村整備課〇〇班
		所在	
電話			
その他の事項			